

物品調達に係る入札結果の公表に関する要領

平成21年 3 月12日制定

平成22年 3 月29日一部改正

平成26年 3 月25日一部改正

平成29年 2 月23日一部改正

令和 2 年 3 月24日一部改正

令和 4 年10月31日一部改正

令和 7 年 3 月28日一部改正

[財務部契約検査課]

(目的)

第1 この要領は、財務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）が入札に付した物品（工事に係る土木、建築資材を除く。以下同じ。）の買入れ、製造の請負及び修繕（以下「物品調達」という。）について、その契約における入札結果を公表することにより、入札の公正を確保し、もって入札の一層の適正化を図ることを目的とする。

(公表対象)

第2 公表の対象は、契約検査課が競争入札により発注する物品調達とする。

(公表内容)

第3 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札日及び場所
- (2) 件名
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額

(入札不調時の取扱い)

第4 入札等が不調になった場合は、不調になった旨のみ公表する。

(公表時期)

第5 公表は、入札執行後速やかに行うものとする。

(公表方法)

第6 公表は、物品入札結果一覧表（第1号様式）及び入札（見積）結果（第2号様式）により、郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

(公表期間)

第7 公表期間は、契約を締結した日の属する年度及び翌年度末までとする。

(閲覧書類の保存期間)

第8 閲覧書類の保存期間は、5年間とする。

(補則)

第9 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年2月23日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

第1号様式(第6関係)

物品入札結果一覽表 月分

[illegible]

入札(見積)結果

契約番号		入札執行日	
		入 札 場 所	
件名			
落札者		落札金額 (税込)	

[illegible]